



豊監公表第12号

平成29年度及び平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

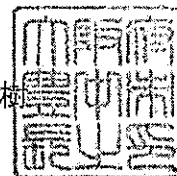
令和3年（2021年）3月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

豊 人 人 第 1 4 9 6 - 2 号
令和 3 年 (2021 年) 3 月 2 4 日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

平成 3 0 年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成 3 1 年 1 月 3 1 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
人権政策課 (豊中人権まち づくりセンタ ー)	○敷地内に設置されている郵便 ポスト及び公衆電話ボックスに ついて、使用許可の手続きが行 われておらず、設置使用料の調 定及び収入がなされていなかっ た。	郵便ポストについては、平成31 年 (2019年) 3月1日付、日本郵 便(株)より、「行政財産使用許 可申込書」の提出があり、平成 31年 (2019年) 3月26日付で行政 財産の使用を許可した。「豊中 市法定外公共物管理条例」別表 「法定外公共物占用料金表」に 基づいた使用料を令和元年 (2019年) 5月10日に徴収してい る。(平成31年度分) 公衆電話ボックスについては、

		<p>施設開設時に地域からの要望を受け、豊中市が西日本電信電話(株)に設置を依頼したものである。本市の行政財産の使用許可に係る基準では、「市の要請による日本電信電話(株)の公衆電話所の設置による使用」は、使用許可の対象外になるため、措置等は講じていない。</p>
<p>人権政策課 (螢池人権まちづくりセンター)</p>	<p>○敷地内に設置されている郵便ポストについて、使用許可の手続きが行われておらず、設置使用料の調定及び収入がなされていないかった。</p>	<p>郵便ポストについては、令和元年(2019年)10月10日付、日本郵便(株)より、「行政財産使用許可申込書」の提出があり、平成31年(2019年)3月26日付で行政財産の使用を許可した。「豊中市法定外公共物管理条例」別表「法定外公共物占用料金表」に基づいた使用料を令和元年(2019年)5月10日に徴収している。(平成31年度分)</p>